

令和4年2月10日

各保護者様

松阪市教育委員会事務局
給食管理課

新型コロナウイルス感染症に関わる給食費の対応について（変更）

平素は、本市の学校給食にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症に対しては通常の給食費の取り扱いとは別に特別な返金又は減額対応を行っているところです。

令和4年1月中旬以降、児童生徒の感染は増加傾向にあり、夜遅くに学級閉鎖の措置となる事案が増加し、発注した食材を急に止めることができない状況が続いています。また、濃厚接触者の待機期間や新型コロナウイルス感染症に関わる検査も日々状況が変化し、これまでに以上に様々な形態がとられ、個人個人を把握し対応していく基準が不明瞭になってきました。

そこで、このような状況を踏まえ、令和4年2月14日以降は、下記の通り給食費の取り扱いを従来の基本的な対応に変更させていただきます。

記

令和4年2月14日以降の新型コロナウイルス感染症に関わる給食費の対応について

○「松阪市における学校給食費徴収事務取扱（内規）」に基づき、インフルエンザと同様の対応とさせていただきます。

- ・個人の陽性や濃厚接触者、検査の受検については、返金対応はありません。
- ・学級閉鎖で原則3日以上閉鎖になる場合は、デザート等で対応させていただきます。

※安定的な学校給食の提供のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

事務担当：松阪市教育委員会事務局 給食管理課 TEL61-1155 FAX28-7312